

マイナンバーカードが病院や薬局等で健康保険証のかわりとして使えます

事前申し込みが必要です

マイナンバーカードで医療機関を受診できる仕組みが始まっています。利用を開始するには、一度だけ簡単な『利用申込』を各自で行う必要があります。受診前にマイナポータル等から『利用申込』を行いましょ。

一部の医療機関等では使用できませんので引き続き健康保険証の提示が必要です。また、厚生労働省のホームページから利用できる医療機関が確認できます。



このマークが目印!



マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関等には、上のステッカーが掲示されています。窓口に専用のカードリーダーが設置されていますので、確認してみましょう。

1 マイナンバーカードの取得

紙の「通知カード」や「個人番号通知書」では、健康保険証として利用できません。マイナンバーカードを取得しましょう。

2 健康保険証利用の『利用申込』

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、「利用申込」が必要です。スマホ、パソコン、セブン銀行のATMなどで申し込みができます。

3 マイナンバーカードで受診

!! 大阪薬業健康保険組合へマイナンバーを届出

ご家族(被扶養者)の分も含め、会社を通じて当健康保険組合へ届出をお願いします。

マイナンバーを健康保険組合に届出していないとマイナンバーカードを健康保険証の代わりに使用できないばかりか、通常健康保険証カードで受診する場合も資格確認に時間がかかる場合があります。



1 マイナンバーカードの取得

まだマイナンバーカードを取得していない人は、以下の申請方法を参考にマイナンバーカードを取得しましょう。

1 申請 ※申請方法は4種類

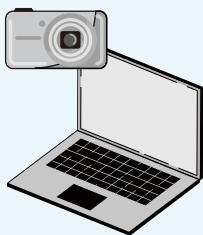
●スマートフォン

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影。申請用Webサイトにアクセスし、必要事項を入力したら、顔写真を添付して送信します。



●パソコン

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存。申請用Webサイトにアクセスし、必要事項を入力したら、顔写真を添付して送信します。



●証明写真機

申請できる証明写真機とできないものがあります。

タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。撮影金額を投入し、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



●郵送

個人番号カード交付申請書に氏名を記入し、本人の顔写真を貼り付けます。送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。



2 交付通知書が届く

マイナンバーカードの交付申請を行うと、概ね1ヵ月で市区町村から「交付通知書」(はがき)がご自宅に届きます。
※2ヵ月程度かかる場合もあります。



3 マイナンバーカードの受け取り

交付通知書が届いたら、本人確認書類などを持ち、期限内に本人が受け取りに行きます。交付場所や期限は交付通知書に記載されています。



2 健康保険証利用の『利用申込』



スマホで簡単に健康保険証利用の申し込みができます！

マイナンバーカード、スマートフォン、マイナポータルを用意



NFC機能が付属されたスマートフォンをご用意ください。

STEP 1 「マイナポータル」アプリをひらく

STEP 2 「申し込み」をタップ

STEP 3 利用規約を確認し、画面の案内にしたがって進む

STEP 4 暗証番号を入力し、マイナンバーカードを読み取れば完了！

マイナンバーカードさえあれば、セブン銀行のATMでも申し込み可能！

STEP 1 画面右上にある「マイナンバーカードでの手続き」を選択

STEP 2 「健康保険証利用の申込み」を選択

STEP 3 画面の案内にしたがって進むだけで申し込み完了！



加入者の皆様へ

マイナンバーはご家族(被扶養者)の分も含め、会社を通じて当健康保険組合へ提出をお願いします。提出しないとマイナンバーカードだけでなく保険証でもオンライン資格確認ができず、限度額認定証の省略もできません。また、マイナポータルで特定健診・薬剤情報・医療費通知情報の閲覧などもできません。



3 マイナンバーカードで受診

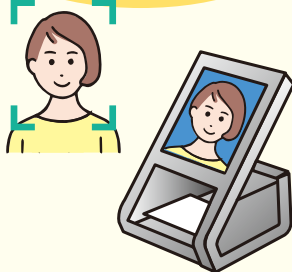
1 カードリーダーにカードを置く



窓口のカードリーダーにマイナンバーカードをかざします。

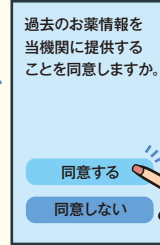
2 本人確認を行う

顔写真は機器には保存されず、本人確認以外には使用されません。



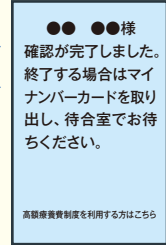
顔写真を撮影するか、暗証番号を入力して本人確認を行います。

3 薬剤情報・健診結果の情報提供の同意



同意すれば健診結果や服薬歴を医療機関に提供できます。

4 受診手続き完了



受診手続きは完了です。支払いを限度額までにしたい場合は⑤へ。

5 高額療養費の限度額情報提供の同意



提供すれば高額療養費の限度額までの支払いで済みます。

高額療養費制度とは

医療費の負担が重くなり過ぎないように、窓口で支払う医療費が1カ月の限度額を超えた場合、その超えた額が後から払い戻される制度です。



健康保険証でも受診できます

マイナンバーカードで受診ができるようになった後でも、これまで通り従来の健康保険証を医療機関の窓口で提示して診察を受けることができます。



大阪薬業健康保険組合へマイナンバーを届出



マイナンバーと健康保険証との紐づけは、健康保険組合が行っています。ご家族(被扶養者)の方の分も含め、入社時やご家族が扶養に入るときに会社を通じて当健康保険組合へマイナンバーを届出てください。



マイナンバーが登録されていない場合は、マイナンバーカードを健康保険証の代わりに利用できません。

また、健康保険証を提示する場合もオンラインで資格の確認ができなくなるため、診察を受けるまで窓口でお時間をいただく場合がございます。



よくあるご質問

Q1

マイナンバーカードの紛失や盗難が心配です。

万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能です。24時間365日対応していますので、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にご連絡ください。

Q2

マイナンバーカードをみられたら、他人に悪用されませんか。

マイナンバーが見られても、他人はあなたになりすまして手続きをすることはできません。マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。

Q3

病院に必ず情報を渡す仕組みなのですか。

特定健診情報や薬剤情報、限度額適用認定証等の情報を病院や薬局などに提供するかどうかはご本人が選ぶことができます。



マイナンバーカードにはメリットがたくさん!



マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカードです。ICチップが搭載されており、本人の身分証明書としてだけでなく、様々な行政サービスを受けることができます。

1

メリット

顔認証で受付が自動化される

受付が自動化され、人との接触が最小限に。感染予防にも効果的です。

2

メリット

転職・結婚・引っ越ししてもそのまま使える

新しい健康保険証の発行前でもマイナンバーカードで受診できます。

3

メリット

限度額以上の医療費の一時支払いが不要

高額療養費の限度額適用認定証がなくても、支払いが限度額までに。

4

メリット

健診結果や投薬歴に基づく治療が受けられる

同意すれば、医師や薬剤師がデータを確認して治療に当たれます。

5

メリット

健診結果や服薬歴を管理できる

マイナポータルから健診結果や服用した薬の履歴を管理できます。

6

メリット

医療費控除の申告が簡単にできる

医療費情報の自動入力で、医療費控除の申告が簡単にできます。
※令和3年分所得税の確定申告から。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

無料 マイナンバー
総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始を除く)

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問い合わせ

050-3816-9405